

# 葛飾区介護保険 住宅改修の手引き

---

葛飾区 介護保険課 給付係

令和4年4月改定

# 目次

- ・ 住宅改修制度の概要等 . . . P 1 ~ 8
- ・ 住宅改修の手続きの流れについて . . . P 9 ~ 11
- ・ 申請書類等提出時の注意事項について . . . P 12 ~ 13
- ・ 葛飾区の住宅改修 Q & A

## 1 介護保険住宅改修の概要

介護保険住宅改修制度とは、要介護（要支援）の認定を受けている利用者（被保険者）が、住み慣れた家を改修することで、自立した生活や介護をしやすい生活環境を整えることを目的としています。

介護保険住宅改修を行う際には、施工前にあらかじめ事前審査申請書を提出し、承認後に送付される事前審査確認書を確認した上で着工し、工事完了後に事後申請を行うことにより、支給が認められます。その場合、住宅改修の実際の費用の9～7割分が支給され、利用者負担は1～3割分となります。

事前の審査手続きを行わず住宅改修を行った場合や、申請の内容が適切でない場合等は、住宅改修費の支給はされませんので、必ず事前にケアマネジャーや介護保険課にご相談の上で事前に申請して下さい。

## 2 支給要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。

- 1) 要介護（要支援）認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること。
- 2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、現に居住している住宅であること。
- 3) 利用者（被保険者）が在宅であること。
- 4) 工事内容が介護保険制度の給付対象及び、利用者（被保険者）の状況等に照らして必要な改修であり、事前申請書類にその必要性が記載されていること。
- 5) 住宅改修の着工前に事前申請をして、葛飾区に着工を承認されていること。

### ※留意点

- イ) 新規、区分変更申請中、または入院、施設入所中の方の申請について  
新規の介護認定申請や区分変更申請中、または入院中や施設入所中の利用者（被保険者：退院・退所が決まっている）が、事前申請による申請の承認後の工事着工は可能です。しかし、保険給付は介護保険の認定結果が出たうえで退院、退所した後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることは出来ません。
- ロ) 病院、施設等に入院（入所）している場合の改修について  
病院、施設側より在宅介護に向けての住宅改修が必要との指示及び要

望があった場合は、事前申請による申請の承認後の工事着工は可能です。

ハ) 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象外です。

ニ) 新築や増築の住宅改修について

新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化・器具の故障等の場合や、福祉用具貸与を受けるための住宅改修は支給対象外です。

ホ) ひとつの住宅に複数の利用者（被保険者）が居住する改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、利用者（被保険者）ごとに行われるため、利用者（被保険者）ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の利用者（被保険者）に係る住宅改修が行われた場合、利用者（被保険者）ごとに対象となる工事を設定し、内容や改修箇所等が重複しないように申請してください。

ヘ) その他

利用者（被保険者）の資産形成につながらないよう、また改修に制約を受ける賃貸住宅居住の方との均衡等も考慮し、比較的小規模な工事が対象となります。

## ◇ 介護保険の認定をお持ちでない方

介護保険の認定をまだお持ちでない方でも、運動機能が低下していて住宅改修が必要と認められる場合は、介護保険の支給対象となる住宅改修と同じ工事内容を対象とした高齢者自立支援住宅改修費の助成制度があります。

詳しくは、葛飾区役所高齢者支援課在宅サービス係までお問い合わせください。

## ～支給対象の工事内容について～

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である葛飾区が決定します。同じ工事内容でも保険者が変わると判断が異なる場合があります。

不明な点がある場合には介護保険課給付係にご確認ください。

### 3 支給限度基準額について

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は一律20万円です。そのため、20万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった工事費用の1～3割と上限を超えた費用が利用者（被保険者）負担となります。20万円の支給限度基準額の範囲内であれば数回に分けて利用することができます。

- ◆ 介護保険料の未納により給付額減額となっている場合は、保険給付率が70/100（3割負担）となる場合がありますので、介護保険被保険者証を確認してください。

※なお、利用者（被保険者）負担割合が「3割負担」の被保険者が介護保険料の未納により給付額減額となっている場合は、60/100（4割負担）となります。

また、以下のように要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（基準日は初回の住宅改修着工日）や転居した場合は、例外として以下のとおり支給限度基準額の再度の利用が認められます。

◎＜3段階リセットの例外＞ ※一人の被保険者に対し一度のみの適用です。

「介護度の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2 又は 要介護1
第1段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援

初めて住宅改修が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、上記表の「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった（要介護状態区分が3段階以上重くなった）場合、再び支給限度基準額20万円の範囲内で申請が可能となります。但し「介護の必要の程度」及び要介護状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。

[例：「3段階リセットの例外」の適用例]

	初回	2回目	3回目
住宅改修着工日 時点の要介護状 態区分	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	要介護4 (第5段階)
住宅改修前の支 給限度基準額の 残額	20万円	10万円	3段階リセット 適用 20万円
介護保険対象の 工事費用	10万円	10万円	要介護1となり 初めて住宅改修 を行った時点か ら「介護の必要の 程度」の段階が3 段階以上上がっ ているため、再度 20万円まで支 給が可能となり ます。
改修後の支給限 度基準額の残額	10万円	0円	

※ 3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となります。

◎ <転居リセットの例外>

転居した場合は、転居前の住所地で住宅改修を利用しているも、転居後の住所地についても新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、転居後の「3段階リセットの例外」については、転居後の住所地で初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とします。

◎ <転居後に転居前の住所地に戻った場合>

転居後に転居前の住所地に戻った場合は、転居前の住所地での住宅改修の支給状況に戻ることになるので、3段階リセットの例外の基準となる要介護状態区分も転居前のものが再度適用されることとなります。

## 4 支給方法

住宅改修費の支給方法には償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

### ○ 償還払い方式

工事完了後に、利用者（被保険者）は住宅改修費用の全額を支払い、その後事後申請をして、自己負担分（1～3割）を除く介護保険給付分（9～7割）が区から申請者に支給されます。

### ○ 受領委任払い方式

工事完了後に、利用者（被保険者）は住宅改修費用の自己負担分（1～3割）及び、支給限度額を超える分や住宅改修対象外工事費を支払い、介護保険給付分（9～7割）が区から事業者へ支給されます。

### <償還払い及び受領委任払い方式について>

- ・介護保険料の滞納があり、給付制限を受けている方は、受領委任払いの申請ができないため、償還払い方式での申請となります。
- ・要介護認定申請（新規、区分変更）中や、認定結果が出ていない場合は、償還払い及び、受領委任払いの事後申請を受け付けることができません。
- ・利用者（被保険者）が入院又は入所中の場合は、償還払い及び受領委任払いの事後申請を受け付けることができません。
- ・受領委任払いを行える事業者は、葛飾区と協定を結んでいる事業者に限ります。事前に確認の上、住宅改修の契約をお願いいたします。詳しくは介護保険課給付係へお問い合わせください。
- ・確認のために工事の事前及び事後に職員が調査にお伺いする場合があります。
- ・利用者（被保険者）が死亡した場合の住宅改修については、死亡時に完了している部分までが支給対象となります（その時点での写真を撮影してください）。

## 5 住宅改修の種類

### 1) 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、用具貸与告示7項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

#### 保険給付対象工事（例）

- 居室内の手すりの取り付け  
（居室・トイレ・浴室・玄関等）
- 敷地内の手すりの取り付け  
（玄関から門扉までの通路等）
- 手すりの付け替え・移設  
（老朽化等に起因するものは不可）

#### 保険給付対象外工事

- ×集合住宅等の共有部分への取り付け  
（条件によっては可能）
- ×敷地外への取り付け  
（道路に飛び出ている等）
- ×取り付け工事を伴わないもの  
（単に置いている場合等）

### 2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修を指します。

具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。ただし、用具貸与告示第8項に掲げる「スロープ」または用具購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事も除かれます。

#### 保険給付対象工事（例）

- 各居室の敷居を低くする工事
- スロープ・踏み台を固定する工事等
- 敷石をコンクリートスロープにする
- 浴室の洗い場の床のかさ上げ工事
- 居室や廊下の段差をなくす工事
- 段差の勾配を緩やかにする工事
- 傾斜の解消

#### 保険給付対象外工事（例）

- ×昇降機や段差解消機等の設置工事
- ×スロープ・踏み台を固定せずに置くだけの工事等

### 3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を指します。

#### 保険給付対象工事（例）

- 浴室の床材を滑りにくいものへ変更
- 畳から滑りにくいものへの床材の変更
- 階段への滑り止めの設置  
(固定されているもの)

#### 保険給付対象外工事（例）

- ×置くだけで、固定していない滑り止め防止工事
- ×老朽化に伴う工事

### 4) 引き戸等への扉の取換え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り換えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等を指します。

#### 保険給付対象工事（例）

- 重い引き戸から軽い引き戸への取り替え工事
- 扉の位置の移動工事
- ドアノブの変更工事
- 戸車の変更工事

#### 保険給付対象外工事（例）

- ×自動ドア等の電気工事を伴う工事
- ×老朽化に伴う扉の変更

### 5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取り換えや、既存の便器の位置や向きの変更が一般的ですが、用具購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。また、和式便器から、暖房便座や洗浄機能が一体的に付加されている洋式便器への取替えは含まれる場合がありますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は含みません。さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象外となります。

#### 保険給付対象工事（例）

- 和式便器から洋式便器への変更
- 洋式便器の向きの変更

#### 保険給付対象外工事（例）

- ×洋式便器から洋式便器への変更工事
- ×新たに洋式便器を設置する工事
- ×電気工事を伴う工事

## 6) その他 1) から5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### 1) 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

### 2) 段差の解消

浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

### 3) 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

### 4) 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

### 5) 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

## 6 その他

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について  
(老高発0713第1号 平成30年7月13日)

居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。

## 7 申請手続きの流れ

- ① 住宅改修についてケアマネジャーや高齢者総合相談センターまたは、介護保険課等に相談してください。



② 事前申請書類の提出（償還払い、受領委任払い共通）

- 1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費申請書（事前）
- 2) 工事費見積書（材料費・施工費・諸経費等を区分けする）
- 3) 住宅改修理由書

※住宅改修理由書を作成できるのは、居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員や高齢者総合相談センターでの担当者、または福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者に限られています。

- 4) 改修予定箇所の写真（改修箇所ごとに全体像が分かり、写真内で撮影した日付がわかるもの）

- 5) 図面（改修箇所、間取りが確認できるもの）

- 6) 住宅の所有者の承諾書（賃貸の場合等）

↓※承諾書原本及びコピーをお持ちください。原本は確認後にその場で返却いたします。

※申請書は葛飾区役所ホームページからダウンロードできます。



③ 事前申請の承認

葛飾区が事前申請の内容を審査確認し、承認後に利用者（被保険者）あてに事前審査確認書を送付いたします。

※必ず事前審査確認書が届いたことを確認してから着工してください。

また、事前審査確認書は支給決定の通知ではありませんのでご注意ください（審査には10日～2週間程度かかります）。

#### ④ 着工

必ず葛飾区から利用者（被保険者）に送付した事前審査確認書が、届いたことを確認してから着工してください！

※事前審査の内容と工事内容が異なる場合等は原則保険給付の対象外となります。そのため軽微な変更であっても、必ず事前に相談またはご連絡ください。また、このような場合には理由書や顛末書等をいただくことがあります。



#### ⑤ 住宅改修完了時

##### ○償還払いの場合

住宅改修後、利用者（被保険者）は改修費の全額を住宅改修事業者に支払います。

住宅改修事業者は、利用者（被保険者）より支払いを受けた後、領収書を発行します。

##### ◎受領委任払いの場合

住宅改修後、住宅改修事業者は、利用者（被保険者）より改修の費用の総額から保険給付予定額（9～7割分）を控除した額の支払いを受け、領収書を発行します。



#### ⑥ 事後申請の提出

##### ○償還払いの場合

介護保険課に住宅改修費の支給申請をします。

##### ◇申請に必要な書

- 1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（事後）
- 2) 領収書（原則原本）※P13 参照
- 3) 完成後の写真（改修箇所ごとに改修部分が確認でき、写真内で撮影した日付がわかるもの）

◎受領委任払いの場合

◇申請に必要な書類

- 1) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い支給申請書(事後)
- 2) 自己負担金支払確認証
- 3) 領収書(原則原本) ※P13 参照
- 4) 完成後の写真(改修箇所ごとに改修部分が確認でき、写真内で撮影した日付がわかるもの)



**⑦ 住宅改修費の支給**

提出された書類に不備がなく、住宅改修の工事が適切に行われた等の確認後に住宅改修費の支給の決定を行います。そして、利用者(被保険者)宛に支給決定通知書を送付いたします。受領委任払いでは、工事事業者宛にも同様に送付いたします。

○償還払いの場合

2～3ヶ月後に介護保険課から利用者(被保険者)に住宅改修費として、保険給付対象工事費用の9～7割分を口座振替により支給します。

◎受領委任払いの場合

2～3ヶ月後に受領委任契約に基づき、介護保険課から住宅改修事業者へ、保険給付費対象工事費用の9～7割分を口座振替により支給します。

## 8 申請書類等提出時の注意事項

### ① 事前・事後申請書について

- ・利用者（被保険者）と住宅の所有者が異なる場合（賃貸の場合等）は、承諾書が必要になります。（承諾書は原本を確認して、コピーをいただきます。）
- ・金額の訂正には、二重線と訂正印を使用して修正してください。
- ・償還払いでの事後申請書の口座振込依頼欄の口座名義人は利用者（被保険者）となり、利用者（被保険者）以外が口座名義人となる場合は、別途委任状が必要となります。（委任状は区のホームページに掲載しています。）
- ・償還払いの工事完了後の事後申請書提出時に、利用者（被保険者）が死亡している場合は届け出書が必要です。
- ・スタンプ型印鑑は使用しないでください。また、申請書に捨て印を押印ください。
- ・修正液等での修正は絶対にしないでください。
- ・申請書の申請者記入欄は自筆としてください。（パソコン等で記入しないでください）

### ② 理由書について

- ・住宅改修理由書を作成できるのは、居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員や高齢者総合相談センターの担当者、または福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者に限られています。
- ・住宅改修を行う箇所に（改修項目）に対する理由の記載がない場合や、理由書の改修項目と実際の改修項目が一致しない場合は受付ができません。
- ・利用者（被保険者）の身体状況や居宅内での介護の状態を確認し、住宅改修の目的や効果を住宅改修理由書に具体的に記入してください。

### ③ 見積書について

- ・見積書は、利用者（被保険者）氏名にて作成してください。
- ・電気工事は、住宅改修の対象外です。
- ・見積書は、改修箇所ごとに、住宅改修費の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。また、必要に応じて、見積もりが適切に算出されたものであることがわかるように算出方法を明示してください。
- ・見積書や図面の二重線のみでの訂正や、修正液等を使用したものは受付できません。そのため、訂正には必ず訂正印を使用してください（自費での

工事がある場合は見積書に公費と自費を分けて記載してください。

- ・改修箇所が複数の場合は、見積書、図面、写真に同一番号を付けてわかりやすくしてください。

#### ④写真について

- ・取り付け位置を把握しやすいよう、取付け位置をなるべく写真に太ペン等で書き込んでください。
- ・住宅改修前と住宅改修後での変化が確認できるよう改修箇所ごとに、なるべく同じ角度で撮影し、写真内で撮影した日付がわかるように撮影して下さい。（写真に日付の直接手書き等は不可）  
また、設置個所がはっきりとわかるように撮影してください。  
特に、長い手すりや階段手すりは、両端の施工状態がわかるように、逆アングル等も添付してください。
- ・改修箇所が家具等で隠れている場合は、それらを移動したうえで、全体が確認できるように撮影してください。
- ・改修箇所が写真1枚に収まらない場合は、分割して撮影してください。（それぞれに日付が必要です）
- ・段差解消の場合は、当該箇所にメジャーを当てる等により段差の数値確認ができるように撮影してください。（広範囲の段差解消（廊下の嵩上げ等）の場合は、対象範囲の撮影をしてください。）
- ・床材変更の場合は、改修面全体が確認できるようお願いします。
- ・扉の取替えの場合は、扉本体と合わせて枠も撮影してください。

#### ⑤領収書について

- ・領収書は原則原本を添付してください。ただし、申請時にその場で領収書の原本を提示してもらうことで確認ができれば、コピーでも構いません。コピーはあらかじめご用意ください。
- ・領収書は、利用者（被保険者）のフルネームの領収書が必要です。また、工事件名、施工業者名、領収日の記載、押印（社印）が必要です。
- ・5万円以上の工事の場合は領収書に収入印紙を貼る必要があります。  
なお、収入印紙には施工事業者の割印が必要です。

#### ⑥生活保護受給者の申請について

- ・事前に担当ケースワーカー等と相談の上で申請手続きを進めて下さい。

◆問い合わせ先◆

介護保険の認定をお持ちの方

葛飾区福祉部介護保険課

給付係

〒124-8555

葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-8246 (直通)

03-3695-1111 (代表)

内線 2353・2332

介護保険の認定のない方

葛飾区福祉部高齢者支援課

在宅サービス係

〒124-8555

葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-8259 (直通)

03-3695-1111 (代表)

内線 2324・2426